

船舶事故等調査報告書

平成27年9月17日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015函第22号
事故等種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成27年4月13日 15時00分ごろ
発生場所	北海道稚内市稚内港北洋ふ頭第1南岸壁 稚内港北洋ふとう北防波堤灯台から真方位192.5° 322m付近 （概位 北緯45° 24.48′ 東経141° 41.10′）
事故等調査の経過	平成27年5月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 <sup>ひかり</sup> 光、165トン 132861、北海道稚内市 B 浮きドック <sup>そうかい</sup> 宗海号、4,500トン なし、稚内港湾施設株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A なし B 左舷船首部外板に亀裂 岸壁 コンクリートの欠損
事故等の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、稚内港末広ふ頭東岸壁からB船をえい航して引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、同港北洋ふ頭第1南岸壁（以下「南岸壁」という。）へ向けて航行した。 A船引船列は、稚内港末広防波堤の先端付近で左転して南西進し、次いで北洋ふ頭南防波堤先端付近で右転して北西進した後、対地速力約1～2ノットで南岸壁に着岸のため接近中、突風を伴う南南西風に圧流され、平成27年4月13日15時00分ごろ、B船の左舷船首部が南岸壁に衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 4（最大瞬間風速約11～12m/s）、視界 良好 海象：波高 約0.5m 稚内市に注意報は発表されていなかったが、本事故後の16時41分、強風及び波浪注意報が発表された。
その他の事項	A船は、船首からえい航索を延出し、後進状態でB船をえい航していた。 A船の運航会社が定めた安全管理規程中の運航基準によると、発航地港内の風速が12m/s以上に達する場合、発航を中止することとさ

	れていた。
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船引船列は、稚内港において、南岸壁に向けて航行中、突風を伴う南南西風に圧流されたことから、B船が南岸壁に衝突したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、A船引船列が、稚内港において、南岸壁に向けて航行中、突風を伴う南南西風に圧流されたため、B船が南岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・発航中止基準に達するような強風が予想される場合は、運航基準の範囲内であっても発航を中止することが望ましい。</li> </ul>